

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月26日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

1 臨時代理の要旨

市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定による専決処分を行う平成30年度東広島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 臨時代理を行った専決処分の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

平成30年7月10日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属す

る事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) ー略ー

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

平成30年度東広島市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明
16款 県支出金		
1項 県負担金		
3目 民生費県負担金	1,700	学用品の給与 1,700
合 計	1,700	

(2) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明
3款 民生費		
4項 災害救助費		
1目 災害救助費	6,784	賄材料費、通学手段の確保、学用品の給与 6,784
11款 災害復旧費		
1項 災害復旧費		
3目 公共施設災害復旧費	5,100	小中学校の土砂撤去等 5,100
合 計	11,884	